

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章～第三章（略）

第四章 雑則

第一節（略）

第一節の二 審査請求及び訴訟（第五十条の十）

第二節～第四節（略）

第五章（略）

附則

第一節の二 審査請求及び訴訟

第一節の二 異議申立て及び訴訟

（裁決書の記載事項等）

（決定書の記載事項等）

第五十条の十（略）

第五十条の十（略）

（書類の提出）

（書類の提出）

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関

、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンタ―及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

表（略）

2
5（略）

、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンタ―及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

表（略）

2
5（略）

附則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

改 正 案	現 行
<p>（<u>裁決案等</u>の記載事項）</p> <p>第七条 電波監理審議会が総務大臣に提出する法第九十三条の四（法第四百条の三第二項及び第四百四条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁決案、法第九十九条の十二第七項（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答申の文書（以下「答申書」という。）又は法第九十九条の十三第一項若しくは放送法第七十九条第一項の規定による勧告の文書（以下「勧告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項の裁決案、答申書又は勧告書には、少数の委員の意見その他必要と認める事項を付記することができる。</p>	<p>（<u>決定案等</u>の記載事項）</p> <p>第七条 電波監理審議会が総務大臣に提出する法第九十三条の四の規定による決定案、<u>法第四百四条の三第二項若しくは第四百四条の四第二項において準用する法第九十三条の四の規定による裁決案、法第九十九条の十二第七項（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答申の文書（以下「答申書」という。）又は法第九十九条の十三第一項若しくは放送法第七十九条第一項の規定による勧告の文書（以下「勧告書」という。）</u>には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項の <u>決定案、裁決案、答申書又は勧告書</u>には、少数の委員の意見その他必要と認める事項を付記することができる。</p>

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 審査請求が付議された場合の審理</p> <p>第一節 第五節 (略)</p> <p>第三章 第五章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第二章 審査請求が付議された場合の審理</p> <p>(審理の開始)</p> <p>第四条 主任審理官（第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。）は、審理を開始するには、審理を行うべき期日の二週間前までに、審査請求人に対し、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付しなければならない。</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(参加人の許可)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 主任審理官は、利害関係者の参加を許可したときは、その旨を、総務大臣、審査請求人及びその他の参加人に通知しなければならない。</p> <p>(代理人選解任の届出)</p> <p>第六条 総務大臣、審査請求人及び参加人は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の住所、氏名及び職業を主任審理官に届け出なければ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 異議申立てが付議された場合の審理</p> <p>第一節 第五節 (略)</p> <p>第三章 第五章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第二章 異議申立てが付議された場合の審理</p> <p>(審理の開始)</p> <p>第四条 主任審理官（第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。）は、審理を開始するには、審理を行うべき期日の二週間前までに、異議申立人に対し、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付しなければならない。</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(参加人の許可)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 主任審理官は、利害関係者の参加を許可したときは、その旨を、総務大臣、異議申立人及びその他の参加人に通知しなければならない。</p> <p>(代理人選解任の届出)</p> <p>第六条 総務大臣、異議申立人及び参加人は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の住所、氏名及び職業を主任審理官に届け出なければ</p>

ばならない。解任したときも同様とする。

(除斥事由)

第九条 次のいずれかに該当する審理官は、職務の執行から除斥される。

一 当該事案の審査請求人又は参加人

二 四 (略)

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

補助人又は補助監督人

六 八 (略)

(忌避)

第十条 総務大臣、審査請求人及び参加人は、第二条第一項又は第二項の規定に基づいて指名された審理官について、審理の公正を妨げるような事情があるときは、忌避することができる。

(準備書面)

第十五条 主任審理官は、審理を能率的に行うため必要があると認めるときは、当該事案の審査請求人、参加人及び総務大臣（以下この章において「審査請求人等」という。）に準備書面を提出させることができる。

2・3 (略)

(準備書面の送付)

第十六条 主任審理官は、提出された準備書面を、遅滞なく、その他の審査請求人等に送付しなければならない。

(審理準備会議)

ばならない。解任したときも同様とする。

(除斥事由)

第九条 次のいずれかに該当する審理官は、職務の執行から除斥される。

一 当該事案の異議申立人又は参加人

二 四 (略)

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人

六 八 (略)

(忌避)

第十条 総務大臣、異議申立人及び参加人は、第二条第一項又は第二項の規定に基づいて指名された審理官について、審理の公正を妨げるような事情があるときは、忌避することができる。

(準備書面)

第十五条 主任審理官は、審理を能率的に行うため必要があると認めるときは、当該事案の異議申立人、参加人及び総務大臣（以下この章において「異議申立人等」という。）に準備書面を提出させることができる。

2・3 (略)

(準備書面の送付)

第十六条 主任審理官は、提出された準備書面を、遅滞なく、その他の異議申立人等に送付しなければならない。

(審理準備会議)

第十八条 主任審理官は、争点の整理及び立証の準備をさせるため、審理を行う前に、審査請求人等に出頭を求めて、審理準備会議を開催することができる。

2 (略)

(陳述の範囲)

第二十一条 (略)

2 準備書面を提出した者は、審理の際に準備書面に記載された事項以外の陳述を行うことはできない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 他の審査請求人等の陳述に対して陳述する場合

二・三 (略)

(釈明及び発問)

第二十二条 主任審理官は、事実関係を明らかにするため、審査請求人等に対し、発問し、又は立証を促すことができる。

2 審査請求人等は、他の審査請求人等の陳述の要旨が明らかでないときは、主任審理官に発問を求め、又は主任審理官の許可を得て直接に発問することができる。

(争われない主張)

第二十三条 主任審理官は、審査請求人等が正当な理由なく審理に出席しなかったとき又は出頭しても相手方の主張した事実について明らかに争わなかったときは、審理において主張された事実を認めたものとみなすことができる。

第十八条 主任審理官は、争点の整理及び立証の準備をさせるため、審理を行う前に、異議申立人等に出頭を求めて、審理準備会議を開催することができる。

2 (略)

(陳述の範囲)

第二十一条 (略)

2 準備書面を提出した者は、審理の際に準備書面に記載された事項以外の陳述を行うことはできない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 他の異議申立人等の陳述に対して陳述する場合

二・三 (略)

(釈明及び発問)

第二十二条 主任審理官は、事実関係を明らかにするため、異議申立人等に対し、発問し、又は立証を促すことができる。

2 異議申立人等は、他の異議申立人等の陳述の要旨が明らかでないときは、主任審理官に発問を求め、又は主任審理官の許可を得て直接に発問することができる。

(争われない主張)

第二十三条 主任審理官は、異議申立人等が正当な理由なく審理に出席しなかったとき又は出頭しても相手方の主張した事実について明らかに争わなかったときは、審理において主張された事実を認めたものとみなすことができる。

(審理の続行)

第二十四条 主任審理官は、審理を続行する場合には、新たな期日を定め、審査請求人等に対し、あらかじめ、次回の審理の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、審理の期日に出頭した審査請求人等に対しては、当該審理の期日においてこれを告知すれば足りる。

(審理の終結に際し主任審理官のとるべき措置)

第二十五条 主任審理官は、審理を終結する前に、審査請求人等に最終陳述をすることのできる機会を与えなければならない。

2 主任審理官は、審査請求人の全部若しくは一部が正当な理由なく審理の期日に出頭せず、かつ、準備書面を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が審理の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び準備書面を提出する機会を与えることなく、審理を終結させることができる。

3 主任審理官は、前項に規定する場合のほか、審査請求人の全部又は一部が審理の期日に出頭せず、かつ、準備書面を提出しない場合において、これらの者の審理の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて準備書面の提出を求め、当該期限が到来したときに審理を終結することとすることができる。

(証拠書類等の提出)

第二十六条 審査請求人等は、主任審理官に対し、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するときは、書面又は口頭により、証明しようとする事実を明示しなければならない。

(参考人喚問の申請)

(審理の続行)

第二十四条 主任審理官は、審理を続行する場合には、新たな期日を定め、異議申立人等に対し、あらかじめ、次回の審理の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、審理の期日に出頭した異議申立人等に対しては、当該審理の期日においてこれを告知すれば足りる。

(審理の終結に際し主任審理官のとるべき措置)

第二十五条 主任審理官は、審理を終結する前に、異議申立人等に最終陳述をすることのできる機会を与えなければならない。

2 主任審理官は、異議申立人の全部若しくは一部が正当な理由なく審理の期日に出頭せず、かつ、準備書面を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が審理の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び準備書面を提出する機会を与えることなく、審理を終結させることができる。

3 主任審理官は、前項に規定する場合のほか、異議申立人の全部又は一部が審理の期日に出頭せず、かつ、準備書面を提出しない場合において、これらの者の審理の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて準備書面の提出を求め、当該期限が到来したときに審理を終結することとすることができる。

(証拠書類等の提出)

第二十六条 異議申立人等は、主任審理官に対し、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するときは、書面又は口頭により、証明しようとする事実を明示しなければならない。

(参考人喚問の申請)

第二十八条 審査請求人等は、主任審理官に対し、知っている事実を陳述させるため、参考人の喚問を申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一〜三 (略)

(鑑定の申請)

第二十九条 審査請求人等は、主任審理官に対し、鑑定を申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、鑑定を求めようとする事項を明示して行わなければならない。

(参考人審問の順序)

第三十三条 参考人に対する審問は、まず参考人の喚問を申請した者が行い、その審問が終わった後、他の審査請求人等が行う。

2 (略)

3 主任審理官は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、随時、自ら審問し、又は審査請求人等に審問を許すことができる。

4 審査請求人等の審問が既に行われた審問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるときその他特に必要があると認めるときは、主任審理官は、その審問を制限することができる。

5 (略)

(物件の提出要求の申請)

第三十四条 審査請求人等は、主任審理官に対し、書類その他の物件を所持する者に対して、その提出を求めることを申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

第二十八条 異議申立人等は、主任審理官に対し、知っている事実を陳述させるため、参考人の喚問を申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一〜三 (略)

(鑑定の申請)

第二十九条 異議申立人等は、主任審理官に対し、鑑定を申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、鑑定を求めようとする事項を明示して行わなければならない。

(参考人審問の順序)

第三十三条 参考人に対する審問は、まず参考人の喚問を申請した者が行い、その審問が終わった後、他の異議申立人等が行う。

2 (略)

3 主任審理官は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、随時、自ら審問し、又は異議申立人等に審問を許すことができる。

4 異議申立人等の審問が既に行われた審問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるときその他特に必要があると認めるときは、主任審理官は、その審問を制限することができる。

5 (略)

(物件の提出要求の申請)

第三十四条 異議申立人等は、主任審理官に対し、書類その他の物件を所持する者に対して、その提出を求めることを申請することができる。この申請は、書面又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一〇三 (略)

(職権証拠調べ)

第三十六条 主任審理官は、職権により必要と認める証拠書類等の取調べをすることができる。ただし、この証拠書類等の取調べの結果については、審査請求人等の意見を聞かなければならない。

(調書の記載事項)

第三十七条 法第九十三条第一項の調書には、次に掲げる事項を記載し、主任審理官及び補佐審理官並びに審理の事務をつかさどる職員が署名押印しなければならない。

一〇三 (略)

四 審理の期日に出頭した者及び出頭しなかった審査請求人等の住所及び氏名

五 審査請求人等の陳述の要旨

六・七 (略)

(準用)

第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条までの規定は、不利益処分の特許を受ける場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五条第二項、第六条、第九 条第一号、第十条、第十五条	審査請求人	不利益処分対象 者

一〇三 (略)

(職権証拠調べ)

第三十六条 主任審理官は、職権により必要と認める証拠書類等の取調べをすることができる。ただし、この証拠書類等の取調べの結果については、異議申立人等の意見を聞かなければならない。

(調書の記載事項)

第三十七条 法第九十三条第一項の調書には、次に掲げる事項を記載し、主任審理官及び補佐審理官並びに審理の事務をつかさどる職員が署名押印しなければならない。

一〇三 (略)

四 審理の期日に出頭した者及び出頭しなかった異議申立人等の住所及び氏名

五 異議申立人等の陳述の要旨

六・七 (略)

(準用)

第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで並びに第五条から第三十九条までの規定は、不利益処分の特許を受ける場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五条第二項、第六条、第九 条第一号、第十条、第十五条	異議申立人	不利益処分対象 者

第一項、第二十五条第二項及び第三項 (略)	(略)	(略)	第十五条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第四号及び第五号
(略)	審査請求人等	(略)	不利益処分対象者等
(略)	(略)	(略)	(略)

(準用)

第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二号まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第六条、第十条 (略)
(略)	(略)	(略)	加人、審査請求人及び参加人
(略)	(略)	(略)	及び利害関係者

第一項、第二十五条第二項及び第三項 (略)	(略)	(略)	第十五条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第四号及び第五号
(略)	異議申立人等	(略)	不利益処分対象者等
(略)	(略)	(略)	(略)

(準用)

第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二号まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第六条、第十条 (略)
(略)	(略)	(略)	加人、異議申立人及び参加人
(略)	(略)	(略)	及び利害関係者

第九條第一号	審査請求人又は参加人	利害関係者
(略)	(略)	(略)
第十五條第一項、第十六條、第十八條第一項、第二十一條第二項第一号、第二十二條、第二十四條、第三十七條第四号及び第五号	審査請求人、参加人 審査請求人等	利害関係者等
(略)	(略)	(略)

第九條第一号	異議申立人又は参加人	利害関係者
(略)	(略)	(略)
第十五條第一項、第十六條、第十八條第一項、第二十一條第二項第一号、第二十二條、第二十四條、第三十七條第四号及び第五号	異議申立人、参加人 異議申立人等	利害関係者等
(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。